

重要事項説明書

(小規模多機能型居宅介護サービス)

当事業所はご契約者に対して指定小規模多機能型居宅介護サービス、または指定介護予防小規模多機能居宅介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービス内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

1 事業者の概要

法人名	社会福祉法人 美絆
法人所在地	滋賀県近江八幡市鷹飼町1485番地6
代表者名	理事長 松尾隆志
電話番号	0748-32-3255
設立年月	平成26年2月

2 ご利用事業所の概要

事業の種類	指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護事業
介護保険指定番号	2590400269
ご利用事業所の名称	小規模多機能居宅事業所 木もれびの家
所在地	滋賀県近江八幡市西生来町2415番地2
電話番号	0748-38-8181
管理者氏名	藤原 翔
開設年月日	平成29年7月1日
実施地域	近江八幡市
登録定員	29人 通いサービス 18人 宿泊サービス 7人

3 居室・設備等の概要

宿 泊 室	7室	地域交流 スペース	1室
食 堂	1室	事 務 室	1室
台 所	1室	消 防 設 備	自動火災報知機 スプリンクラー
浴 室	一般浴槽2槽 (リフト有り1槽)	送 迎 車	6台 (車椅子対応可能)

4 営業日及び営業時間

営業日	年中無休
通いサービス	月曜日～日曜日
訪問サービス	随時
宿泊サービス	月曜日～日曜日

5 従業員の職種、員数及び勤務の体制

従業員の職種	資格	員数	勤務の体制
管理者	介護福祉士 社会福祉主事	1人	常勤1名
介護従業者	介護福祉士 看護師 その他	8人 4人 8人	常勤11人 非常勤10人
介護支援専門員	介護支援専門員	1人	常勤1名

※職員配置については、法の定める配置基準を満たす範囲内で変動することがあります。

6 運営の方針

小規模多機能居宅介護木もれびの家は、要介護（支援）の認定を受けた利用者様の心身の状態や希望に応じ、通い、訪問、宿泊のサービスを必要に応じ組み合わせ提供することで、利用者様が住み慣れた地域で在宅生活を継続されることを支援するよう努めます。また、当該事業の実施にあたっては、関係行政、地域包括支援センター、地域の保健・医療・福祉サービスの提供主体との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

7 サービスの内容と小規模多機能居宅介護計画

ご利用者様の状況に合わせて適切にサービスを提供するために、ご利用者様と協議の上で以下のサービスを柔軟に組み合わせ小規模多機能居宅介護計画を定め、また評価します。

ア 通いサービス

事業所のサービス拠点において、食事や入浴、排せつ等の日常生活の支援や身体機能の低下を防止するよう機能訓練を実施します。

イ 訪問サービス

利用者の自宅に訪問し、食事や入浴、排せつ等の日常生活の支援や身体機能の低下を防止するよう機能訓練を実施します。ただし、サービス提供にあたりご自宅にある備品必要は無償で使用させていただきます。

ウ 宿泊サービス

事業所に宿泊していただき、食事や入浴、排せつ等の日常生活の支援および安心して夜間就寝していただけるように支援します。

8 料金

保険	内容	介護度	1割負担	2割負担	3割負担
介護 保険 対象	基本料金 (1ヶ月定額)	要支援1	3,509円	7,018円	10,527円
		要支援2	7,091円	14,182円	21,273円
		要介護1	10,636円	21,272円	31,908円
		要介護2	15,632円	31,264円	46,896円
		要介護3	22,740円	45,480円	68,220円
		要介護4	25,097円	50,194円	75,291円
		要介護5	27,672円	55,344円	83,016円
	初期加算	利用開始日より 30日間	31円/日	62円/日	93円/日

	総合マネジメント体制強化加算（Ⅰ）	月額	1,221円	2,442円	3,663円	
	訪問体制強化加算	月額	1,017円	2,034円	3,051円	
	認知症加算（Ⅱ） 認知症加算（Ⅲ） 認知症加算（Ⅳ）	月額	Ⅱ 906円 Ⅲ 773円 Ⅳ 468円	1,812円 1,546円 9,36円	2,718円 2,319円 1,404円	
	サービス提供体制強化加算Ⅱ	月額	651円	1,302円	1,953円	
	若年性認知症利用者受入加算（要介護者）		814円	1,628円	2,442円	
	若年性認知症利用者受入加算（要支援者）		458円	916円	1,374円	
	認知症行動・心理症状緊急対応加算（7日間限度）		204円	408円	612円	
	業務継続計画未実施減算		所定単位数の1.0%を減算			
	高齢者虐待防止措置未実施減算		所定単位数の1.0%を減算			
	身体拘束廃止未実施減算		所定単位数の1.0%を減算			
	介護職員処遇改善加算Ⅱ		所定単位数の14.6%を乗じる			
	対象外	食事代（一食につき）	普通食	朝食 550円 昼食 800円 夕食 710円 ※飲み物おやつ含む		
			きざみ・減塩・糖尿食	820円 ※飲み物おやつ含む		
きざみトロミ・ペースト・透析・腎臓食			870円 ※飲み物おやつ含む			
おやつ・飲み物のみ			100円			
宿泊代		1泊につき	2,300円			
病院内見守り（自費）		1時間まで	3,000円			
		1時間超2時間まで	5,000円			
その他費用		利用毎	（洗濯にかかる水道光熱費や人件費 1ネット100円・娯楽・おむつ・散髪代等、その他の費用【別紙】） 実費			

（１） 利用料金

※近江八幡市＝7級地、1単位＝10,17円で算定。単位数に10,17円を乗じた金額が利用料金になります。

※利用者の状態及び事業所の体制に応じて加算は異なります。

※介護保険対象サービスの利用料は厚生労働省の単価改正の都度、変更となりますのでご了承ください。

※食事のキャンセルは原則ご利用日の3日前までに連絡をして下さい。連絡が無い場合は飲食の

有無にかかわらず食事代の実費を徴収させていただきます。

(2) 利用料の日割り

介護保険の対象となるサービスについては、利用料金は1カ月ごとの包括費用（定額）のため、サービスの利用回数等を変更された場合も1カ月の利用料金は原則変更されません。ただし、月途中の契約や契約終了の場合は契約日以降または契約終了日までを日割り計算して請求させていただきます。

(3) 支払方法

毎月、翌月15日頃に前月分を請求いたしますので、お支払いください。お支払いの方法は、指定口座からの自動振替です。自動振替日は原則利用翌月の27日です。振替手数料については、原則当施設の負担となりますが、振替日に振替が無かった場合には、ご本人の負担になります。また、領収書の発行は、記帳を以てかえさせていただきます。

9 サービスの利用の開始と終了

(1) サービスの利用開始

お電話等でお申し込みください。職員がお伺いいたします。利用契約を結んだ後、小規模多機能居宅介護計画を作成し、サービスの提供を開始します。

(2) サービスの終了

- ① ご本人様のご都合でサービスを終了する場合は、サービスの終了を希望する日の1週間前までに文書でお申し出下さい。
- ② 当事業所の都合でサービスを終了する場合は、やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知いたします。

③ 自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ご本人様が介護保険施設に入所した場合
- ご本人様がお亡くなりになった場合
- 介護保険給付でサービスを受けていたご本人様の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合

(3) 解約によるサービスの終了

- ① 以下の場合は、ご本人様は文書で解約を通知することによってただちにサービスを終了することができます。
 - 事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合
 - 事業所が守秘義務に反した場合
 - 事業所がご本人様やそのご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合
 - 事業所が事業を継続できなくなった場合

② 以下の場合、当事業所は文書で解約を通知することによってただちにサービスを終了させていただく場合があります。

- ご本人様が、サービス利用料金の支払いを1ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催促したにもかかわらず、10日以内に支払われない場合
- ご本人様が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合
- ご本人様が入院、もしくは病気により、1ヶ月以上にわたって、サービスが利用できない状態であることが明らかになった場合
- ご本人様またはそのご家族が事業者やサービス事業者または他のご利用者様に対してこの契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合

10 運営推進会議の設置

当事業所では、小規模多機能居宅介護の提供にあたり、サービスの提供状況について定期的に報告するとともに、その内容等についての評価、要望、助言を受けるため、下記のとおり運営推進会議を設置しています。

11 苦情の受付について

当事業所における苦情やご相談は以下の専門窓口で受け付けます。	
苦情受付窓口 管理者 藤原 翔	電話 0748-38-8181 FAX 0748-38-8082 毎週月曜日～日曜日 午前9時～午後5時
近江八幡市高齢福祉介護課 (介護保険主管課)	滋賀県近江八幡市土田町1313 電話 0748-33-3511
滋賀県国民健康保険団体連合会	滋賀県大津市中央4丁目5番9号 電話 077-522-0065
あんしん・なっとく委員会 (滋賀県運営適正化委員会)	滋賀県草津市笠山7丁目8番138号 電話 077-567-4107

12 緊急時の対応方法

利用者の主治の医師又は事業者の協力医療機関への連絡を行い、医師の指示に従います。 緊急連絡先に連絡いたします。		
協力医療機関 まつおファミリークリニック	所在地	近江八幡市鷹飼町1485番地6
	電話番号	0748-32-3255
	診療科	内科・外科・皮膚科
	入院設備	有り

13 非常災害対策

関係機関への通報・連絡体制の整備について	防火責任者：管理者 藤原 翔
避難・救出等必要な訓練の実施について	防火管理規定に定めた訓練を実施します。

14 サービス利用にあたっての留意事項

- (1) 天候や道路事情、または事業所側の事情によりサービス提供に変更が生じる場合は電話等で速やかに連絡します。
また、ご利用者様の事情によりサービス利用の変更、中止を希望される場合は原則、サービス提供日の前日の午後5時30分までに連絡をしてください。なお、通所サービスの利用時間を変更された場合の送迎は、基本的にご家族が送迎を行っていただきます。
- (2) ご利用者様の体調に異常がある場合は、必ずご連絡ください。状態によりサービス提供を変更又は中止させていただく場合があります。
- (3) サービス利用の際には、介護保険被保険者証を提示ください。
- (4) 事業所内の設備や器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただく場合があります。
- (5) 他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮下さい。
- (6) 金品及び時計等、貴重品や飲食物等のご持参いただかないようにお願いします。
万一、紛失されてもその責任は負いかねます。
- (7) 衣類等、持ち物には必ず消えないように名前を記入しておいてください。
- (8) 事業所内での他の利用者に対する執拗な宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。

令和 年 月 日

当事業者は、本書面に基づいて上記重要事項を説明しました。

事業者 滋賀県近江八幡市鷹飼町1485番地6
社会福祉法人 美絆
理事長 松尾隆志

説明者 滋賀県近江八幡市西生来町2415番地2
小規模多機能居宅介護 木もれびの家

東森 侑介

私は、本書面に基づいて事業者から小規模多機能型居宅介護についての説明を受けました。

ご本人 住所 滋賀県近江八幡市

氏名 _____

代理人 住所 _____

氏名 _____